

# 平成25年塩尻市議会9月定例会

## 経済建設委員会会議録

日 時 平成25年9月20日(金) 午前10時

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第12号 平成24年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

議案第15号 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の一部を改正する条例

議案第16号 塩尻市農村公園条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

議案第20号 中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の變更について

議案第21号 市道路線の認定について

議案第33号 (仮称)吉田西地区防災コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結について

議案第22号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第27号 平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

### 出席委員・議員

委員長 青木 博文 君  
委員 金子 勝寿 君  
委員 永井 泰仁 君  
委員 丸山 寿子 君  
議長 五味 東条 君

副委員長 西條 富雄 君  
委員 牧野 直樹 君  
委員 中村 努 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前9時58分 開会

**委員長** それでは、ちょっと定刻より少し早いですが、皆さんおはようございます。それでは経済建設委員会の議案審議2日目を始めたいと思います。

**議長** ちょっといいかい、その前に。ちょっと悪いんだけど、きょうの新聞にせ、市民タイムス、ああいうようなことが出たんだけど、ちょっと篠原部長、ちょっと説明してくれや。

**経済事業部長** 記録が入っていないから、いいんです。もう、押してしゃべったほうがいいですか。

**議会事務局議事調査係長** 委員会を始めたということであれば別です。

**経済事業部長** 議長さん、新聞の経緯ということによろしいですか。

**議長** はい。

**経済事業部長** きょうはタイムスさん、入っていないと思いますが、きのう、委員会にですね、タイムスさんが入っていたようでして、タイムスの記者が委員会終わった後、私のほうへ見えまして。その前に現場のほうの取材もされてきたようではありますが、私のほうへ来て、今の利用状況についていかががお考えですかという話があったものですから、私のほうは現況、まだ駅前の駐車場、全部工事が終わったわけではありませんので、駅前の工事が全部終わって、そして利用状況を見ながら、そういったことも必要だということになれば検討していくことも考えていかなければいけないでしょうねというふうなことで、コメントを入れさせていただいたところがあります。

現況につきましては、担当の商工課長のほうからちょっと利用状況だけ簡単に説明させてもらえばと思います。今までずっと有料で、1台について500円ということをやってきました。いつか議会のほうからでも、経済建設委員会の中で、無料にしたらどうかというような、利用しやすいようなことも考えたらどうかというようなこともどこかであったような気もするんですが、無料にいたしますと管理の今度、関係が出てきます。ずっと以前にですね、周辺の方でトラックをとめていたりだとか、ちょっとマイクロのバスを長い間にわたってとめられたようなこともあったものですから、管理の実態も見ながら、現在のところは1台500円というように、有料で管理していきたいというようなことを当時は言っておりました。今回は6台ということになったということもありますし、バスの今後の、駅前整備した目的というものも含めまして、そういったことも含めまして、今後の課題として、議会にも相談しながら検討していくという余地は、していかなきゃいけないこともあるのかなってなことでコメントのほうをさせていただきました。また、駐車場会計、きょう、案件ありますので、またその中で必要があればお話をさせていただければと思います。お願いします。

**議長** いいです。また駐車場会計のときに、じゃあね、やりましょう。

**都市計画課長** おはようございます。お願いします。きのうの丸山委員さんからの、振興バスについての24年度の利用者数の資料ということで、用意をさせていただきました。お配りさせて、よろしいでしょうか。

**委員長** それでは、事務局のほうで資料を配付してください。

**農林課長** あわせてお願いでございますけれども、きのうの金子委員さんから、中山間地域等直接支払事業の経緯等について一覧表を出してくれということでございますので、一緒に配付をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

**委員長** それも、じゃあ事務局のほうで配付してください。

**都市計画課長** それでは、私のほうから地域振興バスの運行状況ということで資料、1枚お配りさせていただきます。

ました。簡単に状況を説明させていただきますと、地域振興バスの1としまして、運行形態ということで掲げさせてもらっております。運行形態、左の欄がアルピコ交通株式会社で運行しています9路線、いわゆる4条路線9路線になります。右側のほうには79条ということで1路線、これが槽川線の大新東という区分けになってございます。運賃としては100円と、運行日についてはそこに書いてあるとおりでございます。

2の振興バス乗車人数の推移ということで、表の1ということで掲げさせていただいております。この表の見方でございます。平成11年度から振興バスは運行してございます。そこに10路線、書いてございますけれども、ちょっと黒く縁取りをした部分につきましては、それまでの乗客数のピークの人数の路線ごと、例えば片丘線でしたら平成13年度がピークの年でしたよということになっています。一番右側のほうへ行きますと、合計でその年度の乗車人員がございまして、平成20年度、16万9,389人というのが振興バスのピークの年度ということになっております。一番下の米印、ございまして、平成11年、12年試行運転開始というところから、路線をふやしましたりとか路線の見直しをしたりというような状況をですね、ざっとそこに書いたものが、平成24年度まで記入をさせていただいております。乗車人員につきましては、平成20年度がピークでございましたけれども、その後、平成22年度15万6,000人まで減りましたけれども、その後は23、24年度ということで、若干ですが900人ほど、パーセンテージにして0.6%でございまして、伸びているという状況でございます。以上でございます。

**委員長** よろしいですか。簡略に丸山委員。

**丸山寿子委員** 資料、いただきました。地域振興バス、できる前にですね、やはり民間のバスの会社が営業しないということで、市民の足を守る会というようなところから、市民の生活の向上というか福祉向上と言いますか、そういったことで地域振興バス走るようになって、しかも塩尻の場合は、全部の地区を一応網羅しているというようなところがいい点かと思っております。やはり、ただ工夫をもうちょっと、やっぱりする点というのはあるかと思えますし、地区でも、私たちの片丘でも、やはり区長さんたちも大変気にはしているところなので、また各地区にもこういった情報も出していただいたりしながら、楽しく本当に工夫して活用ができるようなことを市民とともにですね、やっぱり進めていってほしいと思います。以上です。

**都市計画課長** こういう情報をですね、逐次、公共交通会議の中でもですね、お出しをさせていただいております。そんな中で、来年度につきましては、議会でも答弁させていただいたように大きな見直しはございませんけれども、塩尻市全体ですね、見直しのときにはですね、各地区の状況を伺って、御意見、御要望等伺いながら見直し、路線の見直し等を進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

**牧野直樹委員** ちょっといい。あのさ、ここで言うだけじゃだめなんだよね。私たちは、自慢じゃないけど会派で毎年全路線乗って調査をしています。その調査をした結果、提言もしています。そういうことを議会でもやっていかないと、地元で直接密接したってというようなことをできないんで、ぜひ丸山委員さんも地元の皆さんと一緒に乗って確かめて、実情を把握して提言をするようにしていったらより有効になると思いますんで、そういうことで。

**丸山寿子委員** 私にですか。

**牧野直樹委員** 皆さんに言っています。そういうことで、よろしくです。

**委員長** よろしいですか。それじゃあ、農林課長、お願いします。

**農林課長** お手元に中山間地域直接支払事業の一覧と、それから県からいただいております要項、基準を配付させていただきます。先に対象地域と頭の上に書かれたほうからごらんいただければと思いますけれども、県の特認の基準ということでございまして、中山間地域につきましては、上の から の基準につきましては、どちらかと言いますと中山間の村部に当たるような地域を指してございます。それで今回、塩尻市が特に対象となっておりますが、下のほうの基準の対象農地の基準(1)から(3)までが対象になってございまして、(1)番、急傾斜の場合は水田で20分の1%の傾斜があること、また畑地等におきましては傾斜度15度というように、そういったものが対象になるという形になってございます。それから自然条件として小区画とか不整形、さらには緩傾斜でも対象になりまして、100分の1から20分の1の水田、また畑地等におきましても8度から15度という形になっておりますが、この傾斜によって交付の単価が違ってくるという形でございます。

それから裏面のほうをごらんいただきまして、過去、平成12年からこの事業はスタートしておりますが、本市は13年から取り組みをさせていただきまして、当初99ヘクタールほどの面積でございましたが、現在は135ヘクタールになってございます。集落も、スタートしたときから若干減ったりふえたりしておりますけれども、ごらんのような表の中で、推移で今のところ取り組みをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**金子勝寿委員** ありがとうございます。これ、各区、地区当たり、単価はみんな同じ、面積割でいわゆる補助金を出しているのか、それとも、例えばここだと、柿沢には幾ら、北熊井の1には幾らっていう形、ちょっと教えられる範囲で教えていただければと思うんですが。

**農林課長** 各集落ごとにですね、先ほど申し上げましたとおり、例えば水田で急傾斜の場合は10アール当たり2万1,000円。例えば緩傾斜の場合は8,000円という形ですね、実はそれぞれ図面にその傾斜を落としてやっているものですから、面積掛ける単価というような状況じゃなくて、もし必要ならばそれぞれ集落ごとの表もつくれるのかな。つくれる。ですかね。じゃあ、係長のほうから説明申し上げます。

**農政係長** 協定を結びました集落へは、一反歩当たりですね、10アール当たり2万1,000円、これが田んぼのですね、急傾斜20分の1以上の場合の単価でございます。また緩傾斜の場合は100分の1以上8,000円という、塩尻市の場合ですね、先ほどの制度説明のですね、対象農地基準(1)急傾斜農用地田んぼ20分の1以上というもの、それから緩傾斜基準(3)が単価になっております。

**委員長** いいですか。

**農林課長** それでは、ただいま金子委員のほうから御要望ございましたので、各、それぞれ集落へですね、交付の状況について一覧にして、後ほど出させていただきますのでよろしく願いいたします。

**委員長** よろしいですね。それでは議案審査に入ります。

## 議案第12号 平成24年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

**委員長** 議案第12号平成24年度塩尻市駐車場事業会計決算認定を議題といたします。説明を求めます。

**商工課長** それでは、別冊の平成24年度塩尻市駐車場事業会計決算書をお出してください。2、3ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の概要の(1)番、総括事項でございますが、大門駐車場につきましては、中心市街地活性化のため平成3年、4年に市街地再開発事業によりまして駐車場棟を取得し、管理運営をし

てきたものでございまして、平成11年度から駅前広場駐車場をあわせて一括管理し、経営の合理化と効率化を図ってまいりました。経費の節減に努めながら、大門駐車場、延べ床面積1万1,398平方メートル、駐車能力が511台、駅前広場駐車場につきましては8,005平方メートル、駐車能力につきましては自家用車が47台、バスが10台、タクシーが18台を管理しております。

その下のアの業務状況でございますが、大門駐車場の延べ利用台数につきましては、前年対比4.2%減の46万2,403台。駅前広場駐車場につきましては2.3%増の7万4,415台でありました。

3ページのイの財政状況でございますが、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで10.7%減の4,065万3,911円、支出総額は同じく税抜きで3.1%減の4,110万254円となり、差し引き44万6,343円が当年度の純損失となりまして、前年度繰越利益剰余金309万280円を差し引きまして、当年度未処分利益剰余金は264万3,937円となりました。また資本的収支につきましては、収入総額は一般会計借入金で1,000万円で、支出総額は企業債元金償還金2,316万4,704円で、差引総額1,316万4,704円は過年度分損益勘定留保資金399万2,966円、それから当年度分損益勘定留保資金917万1,738円で補填をいたしました。

(2) 番の議会の議決事項でございますが、平成23年度決算認定が平成24年9月に議決されております。

(3) 番の行政官庁認可事項及び2の工事につきましては、該当するものではありませんでした。

4、5ページをお願いいたします。3番の業務内容のうち(1)番、業務量ですが、大門駐車場につきましては営業日数が365日で、精算業務をした台数は46万2,403台でございました。同じく駅前広場駐車場につきましては、営業日数365日で延べ利用台数は7万4,415台でございました。

5ページの(2)番、事業収益に関する事項でございますが、消費税込みの決算額で申し上げますけれども、大門駐車場につきましては駐車場事業収益が2,831万8,000円余でございまして、内訳は、営業収益が2,753万7,000円余、営業外収益が78万円余となりました。駅前広場駐車場につきましては、駐車場事業収益が1,436万8,000円余でございまして、営業収益が同額の1,436万8,000円余となりました。

次は6、7ページをお願いいたします。(3)番の事業費用に関する事項でございますが、17ページの収益費用明細書とあわせてごらんをいただければと思いますが、大門駐車場につきましては駐車場事業費用が3,760万9,000円余でございまして、内訳が、営業費用が3,548万6,000円余、営業外費用が191万8,000円余となりました。営業外費用が全体で前年対比59.1%の減額になっておりますが、平成3年度借入分が平成23年度で償還終了になったこと、また平成4年度借入分が平成24年度で償還完了になったことなどによりまして減額となったものでございます。特別損失が20万4,000円余となっておりますが、今議会の報告第9号によりまして債権の放棄でお認めいただいたものでございますが、過年度損益修正損分としまして計上させていただいたものでございます。駅前広場駐車場につきましては、駐車場事業費用が552万3,000円余で、営業費用が同額の552万3,000円余となりました。

7ページをお願いいたします。4の会計でございますが、(1)番、重要契約につきましては該当するものがないものでございます。

(2) 番の企業債及び一時借入金の概況ですが、企業債への償還状況でございますが、平成4年度分の1件に

かかります償還元金2,316万4,704円と、これにかかります支払利息91万2,109円の支払いをしまして、19、20ページの4企業債明細書の上から2段目をごらんいただければと思いますが、平成25年3月20日をもちまして償還が完了したものでございます。

戻っていただきまして、(3)番の他会計借入金金の概況でございますが、本年度塩尻市一般会計から1,000万円の借り入れを実行いたしました。これまで市の一般会計からの借入金が21件となりましたが、本年度の償還はありませんでした。また、未償還残高につきましては、また19、20ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、下の5他会計借入金明細書の下の段をごらんいただければと思いますが、未償還残高は3億172万円余となっております。

次、8ページの塩尻市駐車場事業会計決算について御説明を申し上げます。9、10ページをお願いいたします。(1)番、収益的収入及び支出でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、大門駐車場、駅前広場駐車場の事業収益、事業費用、企業債及び一時借入金金の概要について、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出といたしまして集計させていただいたものでございます。以下、決算額を中心に説明をさせていただきます。まず、収入でございますが、第1款の駐車場事業収益でございますが、決算額が4,268万6,602円で、第1項の営業収益が4,190万6,093円。第2項の営業外収益が78万509円となっております。決算額の増減額がマイナスの174万398円となっておりますが、営業収益の減額によるものでございます。支出ですが、第1款の駐車場事業費用が4,313万2,945円でございます。不用額が54万9,055円となりました。

(2)番の資本的収入及び支出でございますが、収入ですが、第1款資本的収入の第1項他会計借入金金が決算額で1,000万円となっております。支出ですが、第1款の資本的支出の第2項企業債償還金で決算額が2,316万4,704円となっております。なお、不足額につきましては先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。2番の平成24年度塩尻市駐車場事業損益計算書(税抜)でございますが、1の営業収益が3,991万565円、2の営業費用が3,964万8,247円となりまして、総経費の2,769万3,380円ですが、主に電気料、上下水道料が610万円余、管理業務委託料が1,796万円余、修繕費が58万円余となっております。また、減価償却費につきましては1,195万4,867円となっております。3の営業外収益が74万3,346円となりまして、経常損失と特別損失を合わせました当年度純損失が44万6,343円で、当年度未処分利益剰余金は前年度繰越利益剰余金を充てまして264万3,937円となりました。

次に12、13ページをお願いいたします。3の平成24年度塩尻市駐車場事業剰余金計算書でございますが、資本金の当年度末残高でございますが4億6,056万9,288円で、利益剰余金の欄になりますが、利益積立金の当年度末の残高、前年度分の残高で37万3,762円となりました。また、先ほど御説明いたしましたとおり、当年度の純損失、マイナス44万6,343円となりましたので、利益剰余金合計は301万7,699円になりまして、資本合計は4億6,358万6,987円となりました。

4の同じく剰余金処分計算書でございますが、当年度末残高は資本金4億6,056万9,288円となりまして、未処分利益剰余金が264万3,937円を繰越利益剰余金とするものでございます。

14、15ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表(税抜)でございます。資産の部でございます

すが、1の固定資産、有形固定資産合計が7億1,805万7,890円となりまして、2の流動資産では、現金預金が3,374万7,786円、未収金が42万4,686円、流動資産合計は3,417万2,472円になりまして、資産合計は7億5,223万362円となりました。

負債の部でございますが、3の固定負債では、他会計借入金が2億8,000万円、修繕引当金が802万3,833円となりまして、固定負債合計は2億8,802万3,833円となりました。4の流動負債では未払金が59万9,542円で、流動負債合計は61万9,542円となりまして、負債合計は2億8,864万3,375円となりました。

資本の部でございますが、5の(1)の自己資本金、(2)の借入資本金をそれぞれ合わせまして、資本金合計は4億6,056万9,288円となりました。剰余金につきましては、利益積立金が37万3,762円となりまして、当年度分の当年度未処分利益剰余金が264万3,937円となりまして、資本合計は4億6,358万6,987円となりまして、負債・資本合計は7億5,223万362円となりました。

16ページ以降は決算附属書類となります。17、18ページをお開きいただきたいと思います。1の収益費用明細書(税込)の収益の部でございますが、営業収益が4,190万6,093円、営業外収益が78万509円で、合わせまして4,268万6,602円となりました。

費用の部につきましては、営業費用が4,100万9,876円、営業外費用が191万8,609円、特別損失20万4,460円でございます。合わせまして4,313万2,945円となりました。費用のうち営業経費で主なものでございますが、委託料でございます。シルバー人材センターへの管理業務委託料及びエレベーターの保守点検業務委託料が主なものでございます。

18ページの2の資本金収入支出明細書(税込)につきましては、一般会計借入金と企業債償還にかかわる収支となっております。

19、20ページをお開きいただきたいと思います。上の段の3固定資産明細書の(1)は有形固定資産明細書になりますが、年度末償却未済高は7億1,805万7,890円となりました。

その下の4企業債明細書ですが、前段でも御説明をさせていただきましたとおり、平成25年3月20日をもって企業債の償還が終了したため、未償還残高はございません。

最後になりますが、その下の5番、他会計借入金明細書ですが、前段で御説明をさせていただきましたが、未償還残高は3億172万641円となります。駐車場事業会計の閉鎖に伴いまして、資産は全て一般会計で処理をするということとなります。以上で説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

**委員長** それでは質疑に入ります。委員より御質問、御意見ありますか。

**永井泰仁委員** 当年度の純損失が44万6,343円出たということで、この監査報告によりますと、ウイングロードビル西側の軽トラックの区画が20区画ですか、つくったと。それで、それをここから支出してあるけれども、この会計から、これは一般会計の商工費から支出すべきものじゃないかということで、最後になって非常にここから支出したことが残念だらいな報告書が出ていると思うんですが、この見解についてお伺いをいたします。

**商工課長** 監査の御指摘はございました。市営駐車場のですね、そもそも設置の目的でございますけれども、市街地の道路交通の円滑化、駐車場の便宜を図り中心市街地の活性化を図って周辺商業施設の利便性を図るとい

うものでございます。また、大門駐車場をですね、取得した経過でございますが、再開発事業の一環といたしまして市が取得いたしましたして、ショッピングセンターウイングロードの駐車場確保のために設置をし、市街地並びに大門商店街の活性化を図るという目的で取得をしたものでございます。経営に当たりましては、企業会計といたしまして自立性に努めてきたところでございます。今回、御指摘の工事の、ウイングロード西側にですね、20台ほど軽専用の駐車場を確保したということでございますが、この件につきましては、ウイングロードを運営します市の振興公社が工事を実施したわけでございますけれども、ウイングロードのテナントのほうからですね、1階から3階までお客様が来ているんですが、なかなか1階から3階の駐車場がとめられないというような苦情が再三ございまして、本来の目的でもございますが、利便性に欠けているというのがございまして、そういった要望によりまして工事を実施したというようなことでございます。駐車場事業会計、私ども、大家という立場でございますけれども、本来の目的にありますウイングロードの利用者の方の駐車場が確保できてないというようなこと、また大門商店街の活性化からもですね、周辺個店への誘客を図っていかなければいけないというようなこと、また特にイベントなんかを実施しますとなかなか駐車場が確保できてないというような、こんなようなこともございまして、これら経過、目的等鑑みまして、今回、負担金を支払ったというものでございます。

**永井泰仁委員** 軽の駐車場のね、区画を近くへ確保したということで、このことはね、別に私は悪いとも思わないんですが、ただ会計法上、一般会計の商工費ですかね、のほうから出すべきであったという監査の指摘に対して、端的にどういふぐあいに判断をしているかということです。

**商工課長** 商工費から出すべきではなかったかというような御指摘でございます。私どもは、先ほど申し上げましたとおりですね、利用者の利便性を図るというような中でですね、駐車場事業会計としても当然、それは担っていかなければいけないという課題、目的だと思っております。一般会計から、例えばですね、支出するとなりますと、また税金を投入して、そこにまた支払っていくというようなこともございます。したがって、駐車場事業会計の中で対応するという目的もございまして、会計の中で処理ができると、そういったことで判断をさせていただきまして、今回やらせていただいたものでございます。

**永井泰仁委員** 理屈はわからないわけじゃなくて、今回、駐車場会計がいずれにしても閉鎖してしまうと、結果的には今度は一般会計のほうへバトンタッチをされるということで、どちらから出しても大差はないと思えますが、えらい監査委員がうんと残念がって、最後の会計でこれを支出しなけりゃ70万6,000円くらい逆にね、損失じゃなくて、純損失にならなかつたじゃないかくらいのことが出ていましたけれども、いろいろ言っても、ここで駐車場会計閉鎖になるし、どういう形にしても残ったものを今度は一般会計へ引き継ぐということだやむを得ないですが、ちょっと監査委員の指摘も、ちょっとこの辺はオーバー過ぎりゃしないかって私は個人的に思っているが、しかし監査委員の指摘は尊重しなきゃならないものですから、そういうことで監査委員ともまた今後の中ではね、話してみてもらうこともどうかなというふうに思いますが、副市長、これについてどうですか。

**副市長** 各委員会からですね、監査の御指摘について、この件に限らず、私どもの監査を受けて御説明をしている立場とですね、審査の所見で御指摘をいただいていることとですね、多少相違がございまして、この件に限らずですね、私どもの考え方と相違がございまして、監査の監査委員の皆様にはその都度御説明を申し上げているわけでございますんでですね、御理解をいただけておられない部分もございまして、もう少し私どもがし

っかり監査委員に対してですね、御説明を申し上げて御理解を賜る努力を今後とも重ねたいというふうに考えております。多少、所見と違った考え方を持っておりますので、公式な場面ではなかなか監査委員の皆様方とお話しているわけにはまいりませんが、私どもからですね、この所見に対してしっかりした考え方を申し述べるといこともですね、今後必要になるというふうに思いますので、そういうことを検討させていただきながらしっかりした説明になお努めていくと、こういうことをやってまいりたいというふうに考えております。

**委員長** よろしいですね。ほかにありますか。

**丸山寿子委員** 駐車場の収益が減っていることに対する理由を、ちょっともう一度お願いしたいんですけども。

**商工課長** 大門駐車場と駅前駐車場がございます。駅前駐車場につきましては、昨年度からですね、駅前周辺工事をさせていただいてございまして、その都度、約半分くらいは閉鎖しながら工事をやってきたというようなことで減額になっております。大門駐車場につきましては、今回一般会計に引き継いだということでございまして、本来ですとこの3月にですね、25年の4月分ということで前受金という形でお金が入ってくるわけなんですけど、これが閉鎖になったということでございまして、1カ月分ですね、使用料が入ってこなかったというようなことなどの要因によりまして減額になったと分析をさせていただいてございます。

**丸山寿子委員** 大門駐車場についてなんですけれども、私たちは、買い物すれば3時間ウイングロードで駐車料金が免除されることは知っているんですけど、やはり外から来る人たちもいろいろいます、会合だとかいろいろで。十分にそれが表示されているかなと、わかりやすく表示されているかなと思うときがあって、来た人たちにちょっと説明したりすることもあるんですけど、駐車場の入り口とかにそういったような表示、わかりやすくもうちょっと示すと、やはりそこで例え1軒でも2軒でも買い物していくんではないかというふうに思うときがあります。

それから、あともう1点ですけど、駐車場の駐車券ですけど、ウイングロードで押してもらった場合、それからえんぱーくの場合、多分図書館で機械に通した場合は図書館の図という字、それから2階で通した場合、総務の総だったような気がするんですけど、ウイングロードとそれからえんぱーくの場合と2カ所でうっかり機械を通してしまった場合は、ゼロになってしまうと思うんですね。そのことを知らないと思います。イベントに参加して押したにもかかわらず、うまく印字がはっきりしなかったときに、またウイングロードで買い物して、機械を通してしまって、ゼロになってしまったというケースがあったんですけど、その辺をもうちょっとわかりやすく示していただけたらと思うんですけど、その2点についてお願いします。

**商工課長** 先ほどの、初めの御質問の料金の関係ですけども、現在、駐車場の入り口ですね、その右側にですね、表示させていただいてあるのと、あとは各階のエレベーターのところに、ちっちゃい、A3くらいだと思いますけれども、料金が幾らですよと、千円札以外は使えませんよというような表示をさせていただいてございますが、さらにもう一度ですね、わかりやすいところに掲示、あるいは徹底をさせていただきたいと思います。

今、私も2回通した場合ゼロになってしまうって、私もちょっと認識不足でございまして、そういったケースがあるということであればですね、再度そういった点もですね、徹底させていただきたいと思っております。

**丸山寿子委員** 済みません、実は私がそれをやってしまって、問い合わせたらそうだったんで、ちょっとまとめてイベントのときに押してもらったのを忘れて、また買い物をしてしまったというようなことがありまして、ですので、ちょっとその辺はよく知らせていただきたいと思います。

**委員長** ほかにありますか。

**議長** ちょっと、悪いね。じゃあ、今のところ、駐車場関係のことだもんで、けさの新聞にあんだけ出たことに対してね、やっぱりある程度、議員もね、その事情は知っておかなきゃいけないと思うんですよね。そのいろいろの文章を見てみると、きょうなんかは、新聞の一方的な考え方ももしれないけども、ああいう場合には、取ってるところは珍しいと、バスはね、というようなことを書いてあるんだけど、実情はどうなんですか。

**商工課長** 本当に昨日、委員会が終わった後にですね、部長が取材を受けまして、きょうの記事となったものでございます。前回、料金改定したときにですね、ちょうど私も、このバスの関係の、各市の19市の状況をちょっと把握してなかったものですから、けさ、実は各19市のほうへ確認をさせていただきました。結論から申し上げますと、料金を取っているのは塩尻だけです。ただ、実情が違いまして、塩尻市のようにですね、しっかり区画をですね、区切ってやって、もうお金を取って、料金をいただくにふさわしいような整備をされているのは塩尻だけであります。松本市もですね、西口と東口にありますが、これはあくまでおりる方ですね、おりる方の専用駐車場というのがあります。乗客の方は、東口の前の、今、何て言いましたっけね、あそこの、前のイトーヨーカドーのところですかね、あの辺のところへ、ずらっと道路にですね、並べてとめているようなこともございます。観光地であります安曇野市さんでも、ロータリーへとめているというような状況です。また諏訪市さんでもですね、駐車場がないもんですからロータリーへとめていると。逆に言いますと、塩尻市は西線、東線、JRが通っていますので、塩尻で観光バスが待機をされていて、そこから諏訪とかですね、安曇野、松本のほうへ向かっていると、そういうのが現状だというふうに理解をしております。したがって、年間ですね、約50万円ほどの収入がバスでございます。そういったこともございます。また、そういった、ある意味この交通の利便性っていうのが塩尻の強みでもございますので、こういったお声があるということでもございますので、また、今後料金改定等の折にもですね、こういった利用状況をまた読みながらですね、今後検討させていただく必要はあるのではないかとこのように考えております。

**議長** だから、今の状態では、じゃあおりる人は全然とっていないわけですね。迎えに来て乗る人に対しては500円もらっているわけですね。そういうことでしょ。

**商工課長** 今、新しく6区画ございます。そこへとめていただいて乗っていただくときですね、は500円をいただいております。おりるときはですね、いただいております。今回ですね、こういった御指摘があったのはですね、振興バスをとめるロータリーがあるんですが、そこにですね、よくツアーが何かで塩尻駅集合とかいった、よくチラシで出ているんですが、ロータリーへとめてそこで乗降したときはお金がかからないわけですね。ただ、それは管理人がですね、それを発見したときは、速やかに、ここは駐車禁止ですからバスのほうへ移動をお願いしますということで、料金をいただいているというようなことでもございまして、そもそもそこへ、とめちゃいけないところへバスをとめてですね、ツアーを実施しているというような、そういった現状もございます。きょうの新聞にもございましたけれども、今までですね、どうしても午前中に観光バスがたくさん来るもんですから、午後の時間帯にですね、シルバー委託料を払って最初管理をしたんですが、そこへ行って本当に1台、2台とかっていう数台のためにですね、2万円、3万円というようなお金を払っているというような、そういうような事情もございましたので、午後はどうしても、なかなか利用料金をいただかなかったというようなケースがございます。そういったことをですね、公平性というようなこともありましたので、指定管理ということでもござ

いまして、今回、市の観光協会さんとですね、協定を結びましてですね、午後もしっかり管理をして、できるだけ、100%というわけにはいきませんが、99%を目指してですね、そういった形での料金の徴収に努めている現状でございます。

**議長** いろいろ質問して申しわけないが、やっぱり今、塩尻っていうところは、やっぱりね、要するに今、迎えに来る車が結構多いと思うんですよね、おりるのはあんまり少なくて。それに対しても、要するに500円取るということで、ほかのところは全然取っていないと。松本にしても安曇野にしてもね。やっぱりそういった不満が出たと思うんですよ。私は、今のオリンピックじゃないが、おもてなしという意味ではね、恐らくバスについては、お客が来てもらえばいいことであつたと。きのうの話じゃないけど、物産展でね、ちょっとどうですかっていう質問に対して、いや小物が売れてたようすっていうような回答があつただけだね。そこでも、例えばソフトクリーム1つでもいい、買ってもらえばいいわけですよ。だからそういう面で、損して得を取るじゃないけども、あんまりがめつくやっちゃうとね、結局、交通の拠点でありながら、それじゃ、ほかのどこへ行こうっていうような形のものがね、生まれりゃしないかなという懸念がするんですよ。きょうの新聞なんか見て、ずっと読んでみればね、そんなふうな趣旨で書いてあるような気がするの。だから部長も、そのコメントに検討するというような形もちょっと書いてあるんだけど、そういう面もね、ちょっとみんなある程度前向きにね、考えて、あるいは30分は無料ですのでね、あそこは。だから時間ってものは、観光バス行くのにその時間はかるわけにもいかないもんだから、あれなんだけど、その辺はいかがです。

**経済事業部長** ちょっと先ほども申し上げさせてもらったんですが、塩尻の駅前駐車場は、今度6台、バスを確保できるようにさせていただきました。松本とか周辺、先ほど課長のほうから諏訪とかいろいろ状況を申し上げさせてもらったんですが、環境的には大変よくなったと自負しております。したがって、長い時間も駐車できるようなスペースを駅前に設けさせてもらいました。松本の場合ですと、長い時間駐車するには、お城の前の駐車場まで行かないと、そういう駐車スペースがないわけなんですよ。ですので、そういった環境もよくしたということの中で、やはり有料ということもあってもいいのかなという考えもありますし、そうじゃなくて今、議長さんおっしゃいますように、そもそも駅前の整備をして滞留時間を長くしよう、あるいは塩尻にできるだけ足を運んでいただくっていうことも趣旨として整備をさせていただいた経緯もございますので、状況を見つつですね、ちょっとお客さんをおろすのがロータリーで大混雑するような状態じゃあ安全性も確保されませんので、そういった状態ではいけないんで、使って、30分くらいは使えるような方法とか、検討しなきゃいけないと思います。ちょっとしばらく状況を見ながら、課題とさせておいていただけないでしょうか。今の状況の中では、こういった形態の中で使って様子を見ていきたいと考えています。

**議長** たびたび申しわけないが、しばらくって言ったって、こんだけ新聞に出りゃせ、考えてる、考えてるってな官庁みたいな考えじゃなくてせ、もう少し、やっぱり前向きに考えなきゃいけないと思うよ。要望します。

**副市長** 基本的にはですね、駅前の駐車場は市で管理をしている駐車場で、今、指定管理者に管理をお任せしている。松本市、今ちょうど松本市の例が出ましたけれども、松本市の駐車場も市営駐車場は、たしかバス取るわけですよ、料金、市営駐車場は、例えば大手町のところにある市営駐車場、あるいは松本城の近くにある市営駐車場は、観光バスが来てとまると500円とか1,000円とかという金額をやっぱり取ってるわけです。したがって、私どもも、そういう形であればですね、しっかり整備をさせていただき、その料金を取るっていう

ことで整備をさせていただきましたので、そういう形で考えてまいりました。ただ、そういう御批判があったり、御意見がありますので、これから少し状況を見させていただきながら、観光客がもしそれ以上に利用するような要素が見られてくればですね、今、議長さん、御指摘をいただいたとおり無料にしてですね、付加価値を高めていく、経済効果を高めていくということも一つの手であろうというふうに考えていますので、今しばらくですね、状況を見させていただいて、ただ、考え方は市営駐車場の一環としてやっていますので、あれはタクシーから、たしか料金ももらっています。当然、一般の駐車場の30分、これは送迎用ですから無料ですけども、もらっております。したがって、観光バスのほうも例外なくいただいている、こういうのが今までの考え方でしたので、そういうことを前提にして、あれだけの整備をしまいたたけでございますので、今しばらくちょっと様子を見させていただきたいと、こういうことでございます。

**委員長** ほかにありますか。

**中村努委員** あれですか、今はバスの場合、駐車券の発行とかはしてないわけですかね。

**商工課長** 駐車券の発行はしておりません。その場へ行きましてですね、料金をいただいて領収書をお渡ししているというような状況です。

**中村努委員** 前の委員会の中でもね、設備的にバスの場合は難しいようなことを言われていましたけれども、当然有料駐車場ですので、駐車料金を取ってもいいと思いますので、きっちり駐車券を発行して時間なり回数でもいいですけども、そういう料金設定をしっかり構築してもらうということと、それと同じように本当に送迎だけだったら、30分まで無料ならそれも同様にすればいいことですし、今度、観光センターの発展ということを考えれば、2時間まで、そこでお買い物をしていただければ無料にするとかね、そういうきちっとした料金設定というものをもう一回考え直す必要が私はあると思います。以上です。

**委員長** 要望でいいですか。

**中村努委員** はい。

**委員長** ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 特にないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第12号平成24年度塩尻市駐車場事業会計決算認定については、全員一致を持って認定すべきものと決しました。次に進みます。

#### **議案第15号 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の一部を改正する条例**

**委員長** 議案第15号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

**農村・里山担当課長** それでは、塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の一部を改正する条例

について説明させていただきます。議案関係資料につきましては、13ページをお願いいたします。提案の理由でございますが、本施設を指定管理者による管理から市による管理とすることに伴い、必要な改正をするものでございます。本施設は、昭和60年、国の補助事業であります新農業構造改善事業宗賀地区により、自然と触れあい農村地域社会との融合を図ることを目的に設置された、本山にございます野営場でございます。炊事場、便所、管理棟、駐車場等がございます。建設当時から地元がかかわり、管理を本山区に委託してまいりました。平成18年度からは指定管理者制度を導入し、本山区さんが指定管理者として適正に管理をしていただきました。この指定管理の協定期間が平成25年度末、平成26年3月31日をもって満了となることに伴い、平成22年に策定されました指定管理者制度運用ガイドライン導入の考え方に照らし、これは民間業者等のノウハウによる効率的な運営ができる施設とか、使用料収入によるコスト縮減が期待できる施設、このような導入の考え方ではないことから市による管理にしたいものでございます。改正の内容につきましては、指定管理者を市長に、利用という語句を使用に改めるとともに、内容についても精査をし、必要な条項を加えるものでございます。

詳細につきましては、次の14ページからお願いいたします。新旧対照表でございますけれども、第1条の根拠となる地方自治法の条項を第244条の2第1項まで明確に表記するとともに、施設名も塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例と明確にするものでございます。

続きまして、旧の第3条、4条につきましては、指定管理にかかわる条項でございますので、削除をさせていただきます。また、旧第5条から7条について、指定管理者を市長に、利用を使用に改めるものでございます。また、新たに第6条として、使用の取り消しについて定めるものでございます。

16ページをお願いいたします。旧第8条からの使用料につきましては、別表に定めるものとするものでございます。また、旧の第9条から第12条、使用料の減免から行為の禁止については、指定管理者を市長に、利用を使用に改めるものでございます。また、新たに第12条として原状回復の義務に係る規定、また第13条として損害賠償に係る規定を加えるものでございます。別表の料金ですね、環境施設条例の利用料の字句は、条文に記載されておりますので削除するものでございます。改正の内容は以上で、条例の施行を平成26年4月1日からとさせていただきたいものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

**委員長** それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。ありませんか。

**中村努委員** この施設を指定管理に指定したのはいつですか。

**農村・里山担当課長** 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入させていただきました。

**中村努委員** そうすると、指定管理に指定したときの目的が達成できなかったから市に移管するという、そういうことでいいですか。

**農村・里山担当課長** 当初ですね、外部委託するものは、指定管理をできるだけと言いますかね、指定管理を基本的に考えておりました。それで平成22年にですね、その指定管理の導入についてのガイドラインっていうんですかね、指定管理制度はどういうものを導入するかということに照らし合わせた場合ですね、施設として指定管理者制度を導入する施設にそぐわないという判断を今回させていただいたものでございます。

**中村努委員** この次の議案も同じようなものなんですが、もうちょっとこの指定管理にするっていうのは、しっかりとした考え方のもとにやっていかないと、おかしなことになるんじゃないかなというふうに思います。今後、こういうことはないっていうことでよろしいですか。

**副市長** 指定管理に、全体を含めてのことですので、私から御答弁させていただきます。今、申しあげましたとおり、当初18年のころですね、法改正がございまして、指定管理の導入ができる。それまで第三セクターとかですね、あるいは公社でなければならなかったものということになっていきましたが、一般にも指定管理ができますよと、こういうこととございました。当時、公の施設を指定管理にするかですね、それとも自分たちで直営をしていくかということのどちらかだよという方針が、一回、国から示されましてですね、その方針の中で各施設を振り分けました。私も直接と言いますか、担当を間接的に担当しておりましたので、そういう中で、公の施設等のあり方というのを、どちらかだよというふうに決めましたので、それ前にですね、例えばこれは区でございましたけれども、区に管理をお任せをしていた施設でございます。そういうものについては、すべからず指定管理だよという分け方をしましたので、こういう事例が実は残ってしまったということとあります。したがって、次の条例もそうですけれども、その当時、区へお任せをしてあったものについては指定管理にするよということの方針が一旦出されましたのでですね、そういうことに仕分けをしました。その後ですね、そういうことじゃなくて、一部の管理について、例えば区なりあるいは違うところにもできますよと、包括的な管理は委託はできません、包括委託はできませんけれども、一部の、例えば清掃とか料金の徴収とかですね、そういうものについてはできますよと、こういうことに少し解釈が変わってまいりましたので、その後の施設については修正をいたしましたけれども、当該施設については指定管理が続いておりましたので、その間は指定管理でやるということで、今回、指定管理が終わったことをもって条例の改正をしたいと、こういうこととございますのでよろしくをお願いします。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第15号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第15号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、11時10分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開します。

**農林課長** 先ほどの金子委員さんの御質問の中で、各集落、中山間地域直接支払事業のですね、各地域の状況についてということでお話ございましたものですから、ただいま手元のほうにですね、資料をお配りさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

**委員長** じゃ、事務局のほうで配付をお願いします。

**農林課長** それでは、資料をごらんいただきまして、まず、この集落でございますが、裏面のほうを見ていた

だきますと、左のほうから4段目に協定集落名という形で18集落がございます。その中に一番上、一団の農地という形で細分化されたものでございます。それが全部で26カ所という形になってございます。それから交付金額につきましては、それぞれ各集落ごとの金額を示させてございまして、総額2,500万円余ということになってございます。あと、代表者の氏名、それから右側のほうにですね、主な協定内容がそれぞれ示してございまして、このような協定を皆さんで結んでいただいて、この協定に基づいて活動をしているというような状況でございます。私のほうは以上でございます。

**委員長** よろしいですか。

**金子勝寿委員** 年2回、公民館に行って経理の監査していらっしゃるようですが、具体的にこれ、結局、例えば300万円から120万円くらい、600万円から各金額出ていますが、何に使っているってことなんですかね、主に。

**農林課長** 例えば、資料の中でございますとおり、北小野の2の三才山沢でございますけれども、ここにしましては、例えば40万円の交付金が支給されておりますが、それで右側のほうを見ていただきますと、農道の泥上げですとか草刈りですとか、そのようなことを協定を結んで、この水路は皆さんで出て作業をしましよとかいうような形で、協定を結びながら進めているわけでございますけれども、そこにかかわるところのいわゆる日当の部分、それからそれに係る材料費と言いますか、資材費みたいなものとか、そういったものを主に使われております。あと、おおむね、きのうも申し上げましたけれども、おおむね50%くらいは、それぞれこの協定の中に入っております農地ですね、生産活動等を行うような経費という形で個人に支給をされているというようなそんな形でございます。これは面積に応じてでございますが。以上でございます。

**委員長** よろしいですか。次に進みます。

#### 議案第16号 塩尻市農村公園条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第16号塩尻市農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

**農村・里山担当課長** それでは、塩尻市農村公園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案関係資料は19ページをお願いいたします。提案の理由は、本施設を指定管理者による管理から市による管理とすることに伴い、必要な改正をするものでございます。改正の該当施設は、北小野の上田にあります入田川農村公園、昭和63年に設置されました。洗馬上小曾部にございます堂平農村公園、平成4年に設置されました。また、宗賀牧野にあります牧野農村公園、平成14年に設置された公園でございます。それぞれ農林水産省の補助事業により、農村地域の生活環境の向上を図るために設置された施設でございます。建設当時から地元がかかわり、管理をそれぞれ地元区に委託してまいりました。平成18年度から指定管理者制度を導入しまして、地元区が指定管理者として適正に管理をしていただきました。指定管理者制度から市による管理にすることの理由は、先ほどの自然環境活用施設条例のときに御説明させていただいた理由と同様でございます。改正の内容につきましては、指定管理者を市長に、利用を使用中に改めると共に内容を精査して必要な字句等をまた加えるものでございます。

詳細につきましては、20ページをお願いいたします。第1条の根拠の自治法の条項を明確に244条の2第1項とさせていただきます、また、施設の定義も明確にさせていただくものでございます。また、第3条の行為の禁

止についてただし書きを加え、利用を使用に改めるものでございます。このただし書きの、市長が特別な理由があると認めただけの場合の内容でございますけれども、4項に鳥獣類の捕獲、殺傷を禁止する条項がございますが、有害鳥獣等の対応のために場合によってはそのようなこともあるという考えのもとから、ただし書きを加えるものでございます。また、指定管理に係る第4条及び第5条は削除いたします。また、旧第6条及び第7条の原状回復、損害賠償については、利用を使用に改めるものでございます。改正の内容としては以上でございますが、条例の施行を平成26年4月1日からとさせていただきたいものでございます。以上、よろしく願いいたします。

**委員長** それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**金子勝寿委員** 先ほど中村委員からお話がありましたが、少しこれ以外、建物も含めて、これ、公園は大分戻さなきゃいけないところ、たくさんあったと思うんですよ。幾つかあったと思うんですが、建物でもないですかね。経済関係、当委員会に関する範囲で結構ですから、ほかに戻すところない。また、戻したときの、このあと全部市で委託料をシルバーにお願いしたりする形の管理の仕方にするのか、ちょっと戻した後の話と、それから今後また戻すところあるのかどうか。

**委員長** 答弁を求めます。

**副市長** 経済建設関係に限らずですね、市のこの指定管理のあり方を、ちょうどガイドラインの改正もございましたんでですね、この際、全部見直してございます。今、出てきているものについては、当該、この4施設かな、全部で4施設でございまして、これからはですね、実は利用が減っているとかですね、それから将来的に、本当にいわゆる準民間と言いますか公的団体、例えば社会福祉協議会とかいうところで指定管理を行っているものは、これは法の趣旨あるいは条例の趣旨に基づいてですね、適正な指定管理が行われると思いますけれども、特に先ほど申し上げましたとおり、従来、区というような一般的な行政団体等にですね、お願いをしていたことに伴いましては、まだ若干あるのかなという気はしております。したがって、これから少し整理をさせていただいて、指定管理が適当でないものにつきましてはですね、しっかり検討をさせていただいて、基本的には市へ戻していくと。ただですね、市で全部直営をする、職員が行って直営をするではなくて、今、御指摘がございましたとおり、それぞれで適正なところへ、場合によったら区へ全部、包括的に管理委託するっていうことは法で認められておりませんので、掃除をするとかですね、それから一定の管理をしていただくというようなことに、少し管理業務を特定をお願いをしていくっていうことは、このケースに限らずですね、今後考えていかなきゃいけないなっていうふうに思っています。そういう意味では少し検討させていただいて、徐々に、徐々に言いますか、指定管理が切れる段階で一件一件見直していくと、こういうことになるかと思えます。

**金子勝寿委員** 副市長のおっしゃるとおりで、そのまま進めたいと思いますが、ちなみに、この16号の公園については、どういった管理の仕方、区にお願いした部分は全部一旦市で戻して、法律上は、もう一度どういう形の管理にしていくのかについて少し説明をお願いしたいと思います。

**農村・里山担当課長** 指定管理はやめますが、その作業と言いますか業務ですか、草刈り等やっていただいておりますけれども、そういった業務をですね、委託するという形で管理してまいりたいと考えております。

**金子勝寿委員** じゃ、変わらないんだね。

**委員長** よろしいですか。

**金子勝寿委員** はい、いいです。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第16号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第16号塩尻市農村公園条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

### 議案第19号 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

**委員長** 議案第19号塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます。

**ブランド観光課長** それでは、私のほうから塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理の指定について御説明をさせていただきます。議案説明資料の25ページをお願いいたします。提案理由であります。塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますけれども、施設の名称であります。塩尻市奈良井宿駐車場。所在は塩尻市大字奈良井101番地の11ということであります。指定の相手方は、塩尻市大字奈良井497番地の3、奈良井区代表者大矢喜久男さんでございます。指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものでございます。

若干経過を申し上げます。指定までの経過でありますけれども、この25年度末で現在の指定管理が切れるということから募集をしたものであります。6月27日に公告をさせていただきました。募集要項の概要を若干申し上げますが、施設の概要、昭和51年の設置。敷地面積が900平方メートル。平面駐車場で、大型バスが7台、普通自動車のスペースが12台。付属施設としてトイレが2棟という施設の概要でございます。利用料金の収入の考え方でございますが、条例にございますように、大型バスで2,000円、マイクロバスが1,500円、普通あるいは軽自動車は500円、バイクが200円以内という設定でございます。これらの利用料金については指定管理者の収入とすると、それから管理運営業務の経費、指定管理に係る経費あるいは管理仕様書に定める経費はこの利用料金の収入をもって充てるということであります。万が一不足を生じて、市は不足額を補填をしませんよというお約束をしております。

協定書は、3年間の基本協定書と、それから年度ごとの事業内容により詳細を取り決めるということで年度の協定書という二立での協定をしていくということで公募をさせていただきました。7月10日に現地説明会を行い、そちらには3者の方が出席をされました。最終7月26日の申込締切の時点で、奈良井区の1者ということになりました。8月1日の選定審査会においてプロポーザルをしていただき、決定をしたものでございます。

審査の選定理由の主なものとしましては、区全体で取り組もうとする熱意と地域貢献に向けた姿勢、地域の結

束のための事業として捉えているというところが高く評価をいただいていること、それから指定管理を通じて上がってくる収益について、空き家対策や宿場内の景観を守ろうとする地域ならではの取り組みについて高く評価をするというようなことで奈良井区に決定をしたものでございます。以上、奈良井地区駐車場の指定管理の指定について御説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**中村努委員** ただいま説明があって、さまざまに係る費用は指定管理者が負うという説明でしたが、ほかの指定管理の施設では大規模な営繕修繕等が発生した場合は市がやるというような、金額で取り決めをしている場合もあるんですが、ここは全て、例えば舗装が傷んで全面改装しなきゃいけないとか、そんなようなケースにおいても指定管理者がそれを負うということによろしいですか。

**ブランド観光課長** 協定書の中身をこれからしっかり詰めていくんでありますけれども、基本的には、日常的な維持管理につきましては指定管理者が、大規模、大規模の程度がどの程度なのかってというのはこれから決定していかないとはいけませんけれども、仮にあるとすれば舗装の補修程度かなということではありますが、それについては協定の中で取り決めをしていきたいというふうに思います。

**中村努委員** そうすると、まだその辺の、どちらが負担するかという詳細はまだ決まっていないということで、市が負担しなきゃいけないケースも考えられるということでもいいですか。

**ブランド観光課長** 今までの経緯というか実態を見ますと、大規模な修繕が生じたのは建物のほうで、トイレの破損等がございました。それについては、日常的な管理不足のところからトイレの凍結等々がありましたので、それは指定管理者が行ってきております。あの場所で大規模な修繕が考えられるというふうに想定できるものが今のところありませんので、その辺は協定書の中で文言を詰めていきたいというふうに思っております。

**中村努委員** その件についてはわかりました。指定の相手方ですが、これ、奈良井区は地縁団体としての奈良井区なのか行政区としての奈良井区なのか、どちらでしょうか。

**ブランド観光課長** 地縁団体としての奈良井区、法人格を持った奈良井区であります。

**中村努委員** この指定管理の相手方というのは、法人格を持っていないからならないという決まりはありますか。

**委員長** 答弁を求めます。

**ブランド観光課長** ちょっとガイドライン、確認をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

しっかり確認をさせていただいて、お答えをさせていただきます。

**中村努委員** この代表者ですが、区長さんということになっていますが、区長さんはかわるわけですけど、かわるたびにこの指定の契約と言いますか、そういうのはその都度かえていくということによろしいですか。

**ブランド観光課長** その点につきましても、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

**金子勝寿委員** 協定書の内容についてお聞きしたいんですが、これ、全般的な話なんですが、いわゆる料金収入があるような場合、指定管理料は一定に多分協定書の中になっていて、料金収入が上がってきたとき、例えば朝の連続テレビドラマのときは、大分駐車場もうかったと言うと失礼ですが、あったと思うんです。そういう場合に市にもある程度入った中で、管理者に対しても利益還元があるような協定内容に、基本的に指定管理者の精神というのはサービスの向上とコストの削減ということなので、その部分、今回のこれはどうなっているのか

よっとお聞きしたいんですが。

**ブランド観光課長** 経費につきまして、収益の納付ということでありまして、おっしゃられるように、例えばNHKのおひさま効果があった、これは指定管理者の経営努力によるものではない、そういうふうに認められるものにつきましては、両方で協議の上、市に一定の額を納付をさせるという業務の内容になっておりますので、一定のお金はいただくということであります。

**金子勝寿委員** じゃあ、事前に決めてはないんですか、協定書である程度、トータル。今、一定っていうのは、協定書でも決めてあるのか、それとも協議って話あったので、話し合った後で決めるのか、そこだけ教えてください。

**商工課長** 現在、私ども商工課のほうで26年3月まで指定管理を行っております。年度協定の中ですね、当初の業務計画に記載されました収支計画以外の利用料金収入、例えばこの前のですね、おひさま効果のときなどがございまして、400万円以上となった場合には20%、市が認めた経費を除いた金額の20%を納めると、そういう協定を現在結ばせていただいております。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**永井泰仁委員** さっきからいろいろ質問も出ているんですが、いずれにしてもこれは26年の4月からということですので、口頭だけではなくて、この協定の内容ね、どういうものを含んでどうだとかいうことを、きょうこれから出せて言っても無理だと思いますが、今後の中で、何らかの機会にね、協定書のどういうことの中身で、きちっとやるかということ、わかるような資料を、またどこかの時点で出してもらいたいと思うがどうでしょうか。

**ブランド観光課長** いずれにしましても、現在、既に指定管理をしておりまして、そちらの方で協議協定を結んでおります。基本的にこれを大きく逸脱をすることはございませんので、現在の結んでいるものを参考にさせていただきたいというふうに思っております。

**永井泰仁委員** だで、今度ね、また3年間指定管理をするについて、従来の部分とそここの部分が見直すのか、従来、全くどおりなのか、さっきから出ている質問の心配される点とかね、利益が出たとか出ないとか、どういうふうな内容で基本的に協定書を取り交わすのか、そういう素案のようなものがどっかで出せないかと。そうすれば私どもも、もうそれを見ればね、大体どういうことで協定できるじゃないかということで一目瞭然なものですから、まだこれから先、4月1日から協定することになればね、ちょっと中身を、協定の、資料的に出してもらいたいと思いますが。

**ブランド観光課長** 現在結ばれている基本協定につきましては、相手方は違いますけれども、お出しすることができます。施設そのものがかわるわけではありませので、基本協定そのものは、そのまんまにさせていただきますので、写しを提出をさせていただきます。

**委員長** よろしいですか。

**永井泰仁委員** それじゃあ、資料を出してもらいたいと思います。

**委員長** ほかにありますか。それじゃあ、先ほどの中村委員と永井委員のは、午後一で、できましたら資料を出してください。説明もしてください。ありませんか。

〔「なし」の声あり。〕

**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり。〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第19号塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決するべきものと決しました。次に進みます。

## 議案第20号 中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施工協定の變更について

**委員長** 議案第20号中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施工協定の變更についてを議題といたします。説明を求めます。

**建設課長** 説明の前に資料を配らせていただいてもよろしいでしょうか。

**委員長** それでは事務局のほうで資料をお願いします。

説明をお願いします。

**建設課長** それでは、お願いします。中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施工協定の變更についてお願いします。現在、社会資本整備総合交付金事業により施工するJR中央本線にかかる上西条こ線橋4橋、1977年、昭和52年架設の36年経過しております、の脱橋防止、耐震補強、補修工事を行うに当たり、JR東日本旅客鉄道株式会社長野支社と委託工事契約を平成24年6月議会の議決をもちまして、契約金額1億6,700万円をもって委託契約を締結を行いました。施工方法の見直し等により工事金額の増額ということで、1億3,721万2,000円の増ということで、3億421万2,000円ということと、事業期間を平成26年3月31日から平成27年3月31日の1年間の延長に伴い議決をいただきたいものでございます。市町村が管理する道路橋については、日常的な点検や長寿命化修繕計画を策定することにより適切な管理が求められております。加えて、東北地方太平洋沖地震等の大規模地震の発生を契機として、特に鉄道等の主要な施設をまたぐ橋梁については、耐震補強等の対策が急務となっております。このような状況を踏まえまして、長野県も昨年から5カ年の間、主要な施設と交差をする、またぐ、市町村が管理する道路橋について、地震による脱橋等の防止をすると共に二次的被害を防止することを目的として、耐震対策5カ年プログラムを県が策定したものでございます。社会資本整備総合交付金事業により優先的に対策が図れるよう支援されてきております。今回、人件費及び資材確保の上昇に伴う施工価格の増、地覆作業の施工方法の見直し、軌道内高所作業2台による作業と保安員等の変更、仮設足場材料の変更、FRP製等の内容の変更がございました。この後、担当の係長のほうから詳しく説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

**建設係長** それでは私から、ただいまお配りいたしました資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、1枚目のA4の部分ですけれども、こちらにつきましては、協定額の比較表、当初と変更というものと、あと1番から4番までについて、それぞれ増額の部分の説明になります。2枚目のA3の部分につきましては、それぞれ1番から4番までの内容を図で示してあるものであります。

まず1番、人件費及び資材単価の上昇に伴う施工価格の増額につきましては、2,000万円の増額となっております。例として、建設労務単価が前年比20%の上昇ということで、普通作業員が24年4月の単価1万3,200円から25年4月、1万5,700円、19%増。特殊作業員が18%増ということになりまして、この関係で人件費の増が、この協定工事の部分では2,000万円の増となっております。

続きまして、2番の保安費、仮設費の増でございますが、こちらは5,000万円の増額となっております。内容につきましては、夜間工事における保安員の設置の見直しということで、保安要員は夜間工事の際に必要となる電力閉鎖、線路閉鎖、重機誘導、工事管理に関する人員ということになります。それで、あとは昼間の工事につきましても1橋ずつ車両通行どめとして工事を施工しますが、駅利用者のために歩行者をその工事区間、通行できるようにしてございます。当初は案内看板等で誘導する予定でありましたが、車両の迂回や歩行者の安全に通行できるよう、またここは住宅団地に隣接しておりますので、一部車両がそちらのほうに入ることも考えられることから、それぞれ橋の両側に誘導員を設置して安全を向上させるためのものであります。

次に、仮設足場材料の変更でありますけれども、こちらにつきましては、通常仮設の足場材料は金属製のものを使用しておりますが、こちらの架線に隣接して足場を組むため感電の恐れがあるということで、作業事故を防止する取り組みということで足場材の見直しを行いました。それで、金属製の足場の使用をやめてFRP製の足場材に変更をいたしました。FRP製の足場材につきましては、取扱業者、これは国内に2社しかなく、非常に割高なものということで、こちらが合わせて5,000万円の増となっております。

次に、夜間作業方法の見直し、作業日数の増ということで5,000万円の増になりますが、こちらはA3の資料の2枚目になりますけれども、主なものとしましては、地覆作業方法の見直しによる夜間作業日数の増ということになりますが、当初の作業イメージとしましては、橋の上部から地覆、これは通常道路で言えば路肩に当たる部分になりますが、防護柵等のベースになる部分、コンクリートの部分になりますけれども、こちらの劣化補修に関して、当初は橋の上から作業を行うということでありましたが、コンクリートのひび割れや欠けている部分が多いということと、あと軌道上に破片の落下等が想定されるため、この区間を軌道内高所作業車を使用して夜間停電により作業するというので作業方法を変更いたしました。夜間の停電につきましては、列車運行のない時間帯ということで、午前0時50分から午前3時20分の2時間半の間に限定されてまいまして、その作業のための準備、作業片づけを全て含めて2時間半以内に行わないといけないため、実際の作業時間は約1時間程度ということになります。それに伴いまして保安要員も必要となっております。期間につきましては、これにより1橋当たり約3カ月間の作業日数がかかりまして、そのうちの半分が夜間の作業ということになります。

4番につきましては管理費と消費税ということになりまして、管理費につきましては7%、消費税は5%ということで計上してあります。

それで、最初の協定額の比較表に戻りますけれども、協定額、当初が1億6,700万円に対して、変更3億421万2,000円ということで、1億3,721万2,000円の増額になりますが、財源の内訳につきましては、国費が7,343万円、起債が5,400万円、一般財源としまして978万2,000円ということでございます。私のほうからは以上です。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**中村努委員** この財源の比較ですけど、当初の国費、起債、単費の割合と、この増額になった部分の割合が随

分違いますが、これはどうしてでしょうか。

**建設係長** 当初の内訳につきましては、国費につきましては、当初も変更も同じ率で0.55、55%ですが、起債の部分の充当率、これが当初の起債のものに変更後、現在の起債と充当率が変わっておりますので、そのこの充当率の差が、この今回の配分の差になります。当初の充当率につきましては1.0ですが、現在の起債は0.9ということになりますので、こちらの差になります。

**中村努委員** ちょっと、いま一計算がよくわからないんだけど、例えばね、当初、協定額は1億6,700万円に対して単費が25万円、協定後が3億400万円余に対して1,000万円余。起債の割合が1.0から0.9って変わっただけで、そんなに単費の持ち出しの違いが出てくるのか、ちょっとよく理解できないんですが。

**建設係長** 1.0から0.9ということで1割ということになりまして、変更部分、増額した部分については0.9ということになりますので、増額分の1億3,721万2,000円につきましては、この0.9で起債の部分は計算されます。

増額の部分の充当率が0.9、起債の充当率が0.9ということになりますので、その分、一般財源のほうの負担がふえるということになります。当初の協定のときの起債の充当率は1.0ということになりますので、協定額から国費を引いて、その起債充当分を引いた残りということで単費の分は25万円の負担ということになりますけれども、変更後の増額した分の起債の充当率は0.9ということになりますので、その分、一般財源のほうに負担が来るということになります。

**中村努委員** 国費の充当率が55%で変更ないという答弁でしたけど、当初は1億6,700万円に対して国費が9,185万円、これ55%じゃないですよ。それに対して増額部分というのは大体50%弱ですよ。

**建設係長** 当初の協定額1億6,700万円の国費分0.55、これを掛けますと、ここの国費分9,185万円になります。

**中村努委員** なるわけないじゃん。なる、なるんだ。

**委員長** いいですか。

**金子勝寿委員** 済みません。金額が大きいものですから、普段こんな細かいことは聞かないんですけど、ここに出てきている、さっき説明したけどちょっと私がよくわかんなかったのかもしれないんですが、2と3について、いわゆる労働費単価が、単価、少し教えていただけたら少しこの増額が胸に落ちる。1については、経済状況なのでこれはしょうがない。ただ、2と3については、例えば単価がどう変わったのかとか、その辺もうちょっと説明をいただきたいと思います。

**建設係長** 2番の部分につきまして、まず保安費、これは保安要員の関係になりますけれども、こちらにつきましては、保安要員、夜間工事における設置ということで、日30万円の人件費がかかります。この関係で、人件費の部分につきましては3,000万円が増額ということになります。仮設費につきまして、この材料の変更に伴う増額の部分が2,000万円ということになります。

**委員長** よろしいですか。

**中村努委員** このJRにかかわる橋の補強っていうのは、ここだけじゃなくて全国的に同時期に計画されたと思うんですが、これ、県内外も含めて大体こんなような変更があるかどうかという調査は、してありますでし

ようか。

**建設課長** この橋梁の補修工事っていうものなんですけれど、そのほかの工事もやってはおりますけれど、コンクリートをはつたりした中で、多少どうしても中身の状態がいろいろとあります。この際だもんで、そこだけはじゃあ重点的にやるとかって言って、足場を組んだときには足場の中の範囲内で、今回だけそこだけ重点的にやって、ほかのところは上からできるもんで後からやるとかっていうような形で、中身のほうでいろいろとやりくりをしたりしてやっております。これをお願いします。ほかの自治体では、ちょっと確認、とっております。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。特にないようでありますので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第20号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第20号中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施工協定の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、この際申し上げます。1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開します。

**ブランド観光課長** 先ほどは申しわけありませんでした。それでは、指定管理者の件で2点、それから資料を提出ということでありましたので、現在、基本協定を結んでいるものの写しをお配りをしたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員長** 資料を、それじゃあ配付してください。

**ブランド観光課長** それでは、まず資料の前ですね、中村委員さんのほうから、指定管理者の相手は法人格がないといけないかというような御質問でありました。地方自治法の改正後はですね、法人その他の団体ということで、個人はだめですという変更になりましたので、ある意味個人以外の団体であればいいということであります。

それから、区長が交代になった場合ということでありましたが、協定の相手方は団体ということでありますので、協定そのものが失効するものではございませんけれども、変更があった場合は届け出をしていただく旨の条項をつけての対応をさせていただきたいというふうに思います。

それから、基本協定書をお手元にお配りしました。先ほどもお話の中で出ていました大規模修繕ですとか、あるいは収益のことについてだけ、ちょっと申し上げたいと思います。基本的にはこの協定をお通しをさせていただくものとしておりますが、5ページの16条管理施設の維持保全というところで修繕関係のことがうたわれております。その2であります。本施設の修繕については、1件につき10万円ということで明文化されておりますが、これは現在の方との決めごとでありますので、これを基本に、きょう承認をいただきました相手方であ

ります奈良井区と調整をしてみたいというふうに思います。

それから、8ページであります。利用料金の精算ということで、第28条でうたってございますが、利用料金収入の増加により生み出された剰余金について。剰余金の定義であります。業務計画書に年度当初出していたわけですが、収支計画書に対して利益が生じた場合ということで、これについては甲乙協議の上、額を定めるということで基本協定を結びまして、年度協定のほうで具体的な数字を入れていきたいというふうに思います。ということで、これを踏襲をさせていただいて奈良井区と今後協議をさせていただき、協定を結んでみたいというふうに思います。以上です。

**委員長** 中村委員、よろしいですか。

**中村努委員** 費用の関係ですけど、10万円以上というのは市の負担ということですが、この辺はちょっとほかの指定管理のほうと大体ベースをあわせていただいたほうがいいのか、ちょっと10万円だと安すぎるような気がしますので、その辺は御検討いただきたいと思います。それで、責任の所在等ですね、社会福祉センターの重油流出事故で誰の責任かという教訓がありますので、その辺しっかり明確に、厳格に協定書どおりに実施していただくようにお願いします。以上です。

**委員長** よろしいですか。それでは、次に進みます。

#### 議案第21号 市道路線の認定について

**委員長** 議案第21号市道路線の認定についてを議題とします。説明を求めます。

**建設課長** それでは、議会関係資料の27ページをお開きください。市道路線の認定ということで、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、今回は市道認定の基準に適合するため、認定を行うものでございます。認定につきましては、これは開発事業に伴うものでございます。場所は野村でございます。野村西原線ということで、全長56メートル、幅員6メートルとなっております。

1ページ、資料をおめくりください。場所につきましては、九里巾交差点から国道19号松本方面に向かいまして、すき家があるところを左側、西側方面へ曲がって行ったところの1つ目の開発道路となっております。ここは現在9区画の造成地となっており、2戸住宅が建っており、2戸、今、建築の住宅をしているところでございます。その丸印のあります基点のところにつきましても市道ということになっております。ここが整備されることにより、また新たな住環境が整備されることが期待されるところでございます。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 特にないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第21号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第21号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

### 議案第33号（仮称）吉田西地区防災コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結について

**委員長** 議案第33号（仮称）吉田西地区防災コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。説明を求めます。

**都市計画課長** 議案追加関係資料の14ページ以降をお願いいたします。議案第33号（仮称）吉田西地区防災コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結についてでございます。1提案理由でございます。（仮称）吉田西地区防災コミュニティ施設建設工事のうち建築主体工事に係る請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2といたしまして、契約の概要でございます。目的は、そこに書いてあるとおりの建築主体工事でございます。方法につきましては一般競争入札、平成25年9月5日入札でございます。参加業者、2特定建設工事共同企業体、金額1億8,690万円、落札率は98.55%でございます。工事の期限でございます。平成26年3月25日。契約の相手方、真陽・塩尻建友特定建設工事共同企業体、代表者及び構成員につきましては、そちらに書いてあるとおりでございます。

3の工事の概要でございます。本体工事、鉄骨造平屋建て、延べ床面積803.62平米。坪数といたしまして約244坪になります。位置地図等につきましては後ろのほうにございますが、右のページの参考といたしまして9月5日に同日入札をいたしました、これにかかわります電気設備工事及び機械設備工事の入札、これは既に契約になってございますが、契約状況について右のページに記載をしております。

裏ページをごらんいただきたいと思います。位置図といたしまして、防災コミュニティ施設の建設地でございますが、吉田の長者原公園の中に建設をさせていただきます。下のほうの別図2でございますが、こちらのほうに平面図といたしまして、間取り等を描かさせていただいております。ちなみにですね、長辺方向が43.3メートル、短辺方向が19メートルという建物でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**中村努委員** このトイレの問題ですけど、既存の外のトイレは、もうないんですね。

**都市計画課長** 補佐のほうから答弁させていただきます。

**街路公園係長** 現在あります広丘西公民館と別ですね、市で設置しておりますトイレにつきましては、現在水洗になっておりまして、現在あります。これはそのまま残りますので、外トイレはあるという状況です。

**中村努委員** じゃ、いいです。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**永井泰仁委員** 関連ですが、この施設に入って行く道路の拡幅改良工事と言いますが、これはどんな進捗率になっていきますか。

**街路公園係長** この道路につきましては、現在クランクになっている道路ですけれども、7メートルに拡幅する工事ということで、この9月末の業者選定をお願いしまして、10月下旬に入札をする予定をしております。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 特にないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第33号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第33号(仮称)吉田西地区防災コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

## **議案第22号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費**

**委員長** 議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費についてを議題といたします。順次説明を求めます。6款農林水産業費。

**農林課長** それでは、議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料、議案第22号平成25年度の補正予算の別添資料をごらんいただきたいと思っております。ページで18、19ページをお開きをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費からお願いいたします。19ページのほうに説明がございますが、一番最初の上の丸、農産物自給率向上事業の中の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金でございますが、これは旧の農業者戸別所得補償制度の新しく名称が変わったものでございます。この地区の推進費につきまして、国から追加で事業費の増額があったものでございまして、48万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、塩尻市農業再生協議会への補助金として追加交付をする予定でございます。

それから次の丸になりますが、農業経営体育成支援事業の中でございまして、新たに新設いたします信州農業6次産業化推進事業補助金でございますが、これは、JA塩尻市が昨年直売所の建設の際に、国から6次産業化の事業計画の認定を受けた経過がございます。この事業計画に基づきまして、JA塩尻市ではブドウのですね、搾汁をした、ワインを作製するときに残った絞りかすでございますが、それを用いまして糖蜜並びにその残渣を堆肥化をして土壌改良材として用いる、このような6次産業化の事業を計画してございまして、総額208万円余でございますが、この事業に対して国から128万円の補助金が来るということでございます。これにつきましては、塩尻市をトンネルで通過していくという予算でございますのでよろしくをお願いいたします。

**農村・里山担当課長** 続きまして、その下の6目農地費についてお願いいたします。1つ目の白丸、土地改良事業2,272万8,000円でございますが、1つ目の黒ボツ、設計委託料1,287万8,000円ですが、1点目はみどり湖のですね、耐震調査に伴いますボーリング調査委託料でございます。議員全員協議会においても報告させていただきましたとおり、みどり湖のですね、耐震化対策につきまして本年度ボーリング調査を実施し、来年度、26年度には耐震化対策整備計画を作成し、平成27年度において耐震化工事を施工したいものでございます。設計委託の2点目は、ハザードマップ作成委託料でございます。同じくみどり湖の対策としまして、下流域住民の関係者とワークショップ形式により安全対策などを協議し、ハザードマップを作成するもので409万5,000円でございます。3点目が、ため池一斉点検委託料でございます。410万円でございますが、これは防災減災対策のため、農林水産省からの通知に基づき、長野県と市で連携しながら市内のため池について

一斉点検をするものでございます。当初、職員による作業を予定しておりましたが、委託業務として土質調査も含め補助金を受けられることになったため、委託料として補正計上させていただくものでございます。危険度の判定、土質の調査また周辺の環境危険度の判定等を調査し、県とデータを共有するもので、55のため池中30カ所については長野県で、残り25カ所を塩尻市で行うものでございます。

続きまして、2つ目の黒ポツ、農業農村基盤整備工事560万円につきましては、みどり湖の対策として、堤体の滑りを知らせる警報装置を設置するものでございます。堤体にセンサーを設置し、滑りを感知し、それをサイレン、パトライトで通知するほか、既存のネットワークに接続し、メール等で警報をお知らせするシステムを構築するものでございます。

3つ目の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金425万円につきましては、県営で実施しております松塩筑広域農道整備の25年度事業費が追加になることに伴いまして、その25%、事業費1,700万円の25%の425万円を追加補正させていただくものでございます。事業量は、延長して100メートルを予定しております。

次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業の電力使用料でございます。190万円でございますが、本年度も昨年に続き非常に降雨量が少ない干ばつの年となってしまう、減濁水施設の揚水ポンプ、送水ポンプの運転時間を長くせざるを得なくなったことに伴い、電力使用料を補正増額させていただくものでございます。

**商工課長** それでは、20、21ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工総務費でございます。財源内訳の変更となります。駐車場事業会計の決算確定に伴いまして諸収入が確定いたしまして、2目商工振興費へ財源充当したことに伴いまして、特定財源から一般財源に変更したものでございます。

**F Pプロジェクト推進室長** 続きましてその下、2目商工振興費、上の白丸、信州しおじり木質バイオマス関連事業でございますけれども、上の3つ、費用弁償、自動車等借上料、有料道路等使用料につきましては、北熊井区、片丘地区の関係者の木質バイオマス発電設備を視察する費用として計上いたしました。費用弁償については、市の旅費規定相当額の2,200円を予定しております。なお、人数につきましては、2回実施の計60名ということで計画をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

その下の信州Fパワープロジェクト検討委員会負担金でございますけれども、35万2,000円ですが、これにつきましては、北熊井区の東山土地利用検討委員会において個別のワーキンググループを設けまして、環境対策などの検討を現在進めております。この内容につきましては、市や事業者、地元住民との調整役を担っておりますので、事業の推進に向けた取り組みとして負担をしていくものでございますので、よろしく願いいたします。なお、金額につきましては、費用弁償といたしまして1時間800円、22名、20時間ということで計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

**商工課長** その下の旧駐車場事業会計未払金ですが、67万2,000円を減額補正させていただくものでございます。説明欄の黒ポツに6項目ございます経費につきまして、旧駐車場事業会計の未払金が確定したことに伴いまして、それぞれ減額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

**都市計画課長** 8款土木費1項土木管理費3目輸送対策費をお願いいたします。15節の工事請負費でございます。白丸の輸送対策事業で、黒ポツ、高速バス利用者駐車場整備工事320万円をお願いするものでございます。これにつきましては、柿沢苗圃跡地の高速バスの利用者の駐車場につきまして、去る8月19日に全協で、企画課よりアルピコへ賃貸借ということで、10月1日から貸したいということで説明をいただきましたけれど

も、その中で、造成について一部9月の補正をお願いしたいということの説明がありました。工事の内容といたしましては、その駐車場のですね、今ちょうど真ん中に草地の部分がございまして、その部分の整地、盛土、それから駐車場として機能を果たすために路盤工、それから排水路の整備等をさせていただくものでございまして、よろしく申し上げます。

**建設課長** 引き続き2項道路橋梁費3目道路新設改良費をお願いします。白丸、幹線道路整備事業5,000万円の補正でございます。社会資本整備総合交付金事業ということで、先ほどの上西条こ線橋の関係なんですけれども、そのJRの工事の委託分、労務費単価の上昇分と市の発注する工事の補正分でございます。

1ページ、おめくりください。8款土木費4項都市計画費2目公園管理費をお願いいたします。公園等管理諸経費ということで、368万6,000円ということで、営繕修繕料68万円でございますが、大門七区ききょう公園の時計の修理代、小坂田公園パターゴルフの散水用配管工事の修繕代でございます。その下、公園管理委託料80万6,000円でございますが、小坂田公園マレットゴルフ場がリニューアルされました。専門的な維持管理等が必要なため、シルバー人材センターへの委託でございます。その下、公園整備工事220万円でございますが、先ほど、マレットゴルフ場の小坂田公園の看板の設置、大門七区げんば大橋下の大門北公園のフェンスのJR側のフェンスの設置工事でございます。私からは以上です。

**都市計画課長** その下の5目の建築指導費、お願いいたします。19節負担金補助及び交付金でございます。住宅リフォーム補助事業1,000万円を補正をお願いするものでございます。今後の予定でございますが、お認めをいただけた場合に、10月1日の広報、それからホームページ等で周知をさせていただいて、受付期間を10月末くらいまでの1週間程度を受付期間としたいというふうに考えてございます。ちなみに、前回の5月10日に本年度の1回目、1回目と言うか、当初予算の受付を開始して募集をしましたがけれども、御存じのように即日の2時間半で予算額に達して、161件の受付をして40件弱のキャンセル待ち、それからこのほかにもあきらめて受付をせずに帰られた方もいらっしゃったというような状況でございました。それを踏まえまして、この1,000万円のリフォーム補助事業につきましては、本年の5月10日以降に着手をして、平成26年3月31日までに完了する工事を対象に募集をしたいというふうに考えております。今回は、予算額に達するまでの受付順という形でやらさせていただきましたけれども、大変混雑もしておりましたので、今回の場合、予算額に達した段階で抽選というような形でですね、公平性を保つというような形で、受付時のトラブルを少なくしたいということで考えてございます。以上でございます。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**金子勝寿委員** みどり湖パーキングエリアの高速バスの利用者の駐車場整備ですが、ちょうど苗圃のブドウ栽培等ですね、今後の展開を考えると、できるだけ景観を損ねないような配慮もいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。答弁をいただいて。

**都市計画課長** 今回320万円を補正をお願いするのは、先ほど申しました駐車場の整備ということで、造成部分はこちらのほうでやらさせていただくということでございますけれども、周りの例えば安全管理上のフェンスでありますとか、それから料金システムと言いますか、機器につきましては、アルピコのほうで、来年の4月以降の予算になりますので、5月くらいに多分設置という形になると思いますけれども、その辺のところ、委員さんからおっしゃられたとよく理解をさせていただきまして、相手方にもですね、華美にならないようなもの、

景観に配慮したものという形で、またお話をさせていただきたいと思います。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**中村努委員** 住宅リフォームの関係ですけど、先ほど工事の対象期間のところ、ちょっと聞き漏らしちゃったんですけど、第1回目の約40名のキャンセル待ちの方っていうのは、これ、どういう状況になっているんでしょうか。

**都市計画課長** キャンセル待ちの方につきましては、一応受付をしてですね、例えばキャンセルした方、予算額でやってみただけ減ってしまった方っていうような形で順位づけをさせていただいて、追加みたいな形でやらせていただきましたけれども、それ以外の方につきましては、実際にキャンセルをしたけどもリフォーム工事をしたかどうかというようなことですか、そのままやらないでいたかというようなことは、うちのほうでは把握しておりません。そういった方もですね、公平性を保つというような形で、今回1,000万円の募集の対象に入れさせていただいてやっていきたいということでございます。

**中村努委員** キャンセル待ちの方に、例えば今後補正も考えられるので待ってほしいというようなことは言っていないんですね。

**都市計画課長** そういったことは、一切申し上げておりません。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**牧野直樹委員** ちょっと細かいことで済みません。公園管理費の上から3段目、公園管理委託料、先ほどの説明だと、マレットゴルフ場が広がったんでそのための委託料だということで、どういうこと。

**建設課長** 今度は36ホールということでリニューアルオープンしました。それで、できたてのほやほやというか、ちょっと雨降ったりすると流れたりして、ちょっと最初のうち手がかかるとということで、その分のメンテナンスの関係で増額をさせていただくようお願いしたいと思っています。

**牧野直樹委員** これは、いろんなことで僕はずっと反対してたんだけど、いわゆる押し進めてきた人たちは片丘の代替のようなことでやっていて、それにすぐうちは乗っちゃったような気がするんですよ。そんな簡単なものじゃなくて、簡単にこれ工事ができて、えらい立派なマレットゴルフ場ができちゃったんだけど、大変いい芝生も壊してまで大きくしたマレットゴルフ場なんだけど、当然それをやると、今までシルバー人材センターに公園の管理を委託していた中で、余計にまだ80万円もお金がかかるっていうこと。それからその下の、何の看板を立てるだい。

**建設課長** 小坂田公園、前のホールのままの看板になってたもんですから、36ホールということの看板を明示するためでございます。

**牧野直樹委員** それは、幾らですか。

**維持係長** ホール変えたために、そのホールの案内の看板と、あと国道沿いに出ています看板も汚れたりしてみっともなくなってますので、その辺の看板もあわせて100万円を予定しております。

**委員長** よろしいですか。

**牧野直樹委員** いや、よかない。だって片丘でやってたときは、現物支給でやってもらったじゃん。そういう考えはないだ。もう小坂田公園の都市公園の中につくったから市が全部管理するって、そういう気持ちだだね、これからは。どうでしょう。

**建設課長** そういうことでございます。

**議長** わかってるじゃん。

**牧野直樹委員** わかってる。だから皆さん、そういうことでこの問題にはタッチしないんだけど、これはね、例えば大きい組織だよ、マレットゴルフね。大きい組織で皆さん先頭に立ってね、やってたと思う。だけど、これは既得権をいろいろ言っているみたいな感じで小坂田公園のほうへできちゃったんだけど、もともとそういうもんじゃなかった。片丘がつくって、ぜひ貸してくれ、やらしてくれ、俺たちの力でやるでと。それをちょっとはき違えてやってきちゃってる問題があるもんで、これはもうできちゃった後、追求したってしょうがないけど、そういうところ、よくしっかり確認をして物事進めていかないと、後々こういうたくさんのお金がかかってくる、マレットだけのためにだよ。これはでかい問題だよ。これ以上言ったってしょうがないで、やめておくけど。よくそこら辺は委員長がしっかり肝に銘じて。

**議長** 俺の顔見ての嫌みになっちゃってる。

**牧野直樹委員** 張本人いるだもん、そこに張本人が。張本人がいるで、あえて言いたくないから、言う。

**副市長** 多少誤解があるような、あれなんです、私のほうから一言、言わせていただきますが、確かにFパワーの旧人材エリアにですね、土地をお貸して、マレットゴルフ関係の方々が手づくりでコースをつくってやってきたという事実がございまして、今回それをFパワーのほうへ補填をするということでですね、その方々からはぜひ何とか代替をというようなお話もございました。ただ、そういうお話と同時にですね、私どもは今、マレットゴルフがですね、ほかのところでも陳情ございましたけれども、いろんな意味で高齢化社会を迎えてですね、大変社会的に必要な施設ということを認識しておりますし、片丘へああいうことができですね、かなりマレットゴルフ人口がふえてまいりました。そういうことを勘案してですね、今まであまり利用をされていなかった小坂田のマレットゴルフ場を、これはもともと市の公共施設でございますから、それを拡充することによってですね、決して片丘の代替ではなくて、市民に公平に提供をしていこうということで、市の施設として整備をしたものでございます。したがって、料金につきましてはですね、それなりの料金、利用料を払っていただいで利用をしていただく。しかしながら管理についてはですね、私どもが、市がある程度責任を持ってやらなきゃいかんということもそうなんです、ボランティアで現実にはマレットゴルフ協会の方々もですね、しょっちゅう手を入れていただいているというような状況でございます。そういう意味で公共施設として整備をさせていただきましたんで、ぜひその点は御理解をお願いをしたいと存じますし、決して代替施設という認識は私ども持っておりませんので、その点だけは誤解のないように、ぜひお願いをしたいと存じます。

**委員長** ほかにありますか。

**議長** ちょっと確認のためにお聞きするんだけど、例のリフォームの件ね、いわゆる市長は報酬の削減の云々ということを行っているんだけど、ちょっと状況が変わっているところもあるんだけど、その後の考えはいかがですか。

**副市長** この案件については、ごらんいただきましたように、財源充当は一般財源を使っております。したがって、今、議長さんからお話のございました職員の手当を削減、あるいは議員さん、議員さんはまだあれか、理事者の手当の削減等につきましてはですね、その財源については12月で補正をさせていただきますして、減額補正をさせていただきますして、これは12月っていうのはですね、ほかの給与の関係、報酬の関係も12月で通

常補正をしてございますんで、それにあわせて補正をさせていただいて一般財源のほうへ充当をさせていただくと、こういう形にさせていただいてございます。市長がですね、考え方として申し上げましたのは、理事者の報酬、それから議会の皆さんにも御協力をいただきながら管理職手当の一部を削減をしてですね、何とかそういうものを持って市内の景気浮揚に充てたい、その財源に充てたいということでございますんで、精神はそういうことでございますが、財源の充当としては一般財源を使わせていただいて、今、手当をしないとですね、先ほど申し上げましたとおり、もう10月で募集を開始をいたしますので、12月でやってたんじゃちょっと間に合いませんので、そういうことにさせていただいていると。くどいようですけれども、削減したものにつきましては12月で減額補正をさせていただくと、こういうことでございます。よろしくをお願いします。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**永井泰仁委員** 今回のこの住宅リフォームの関係の財源がね、さも職員から議員から、みんな賃カツをしなれば財源が足りなくなるような、いわゆるちょっと市民から見りゃ、何か特定財源に近いような形の印象にとられるような提案の仕方っていうのは、非常に言い方悪いけど、ずるい提案じゃないかと思うんですね。これは、今も副市長も言ったように一般財源ですから、住宅リフォーム云々かんぬんっていうのは、ただそれは、金にこれはどっちへ使って、何色ってついているわけじゃない話でありますし、ちょっとそういう提案の仕方っていうのは、私はいかなものかということと、それから当然、この住宅リフォーム補助制度は、副市長もかねがね言っているとおりに、経済対策については期間を設けてきちっとやるのが正当なやり方だということで、私は今回これはちょっと難しいじゃないかと思ったら、やるっちゃうことでね、提案されたし。それだけ希望者がたくさん出たということで、それは結構ですが、今後、第三次も住宅リフォームの補助金はやる気持ちがあるかどうか、副市長。

**副市長** 今、提案の仕方ですとちょっとというようなお話ございましたけれども、精神がそういう精神でございますので、そこはぜひ御理解をいただいてですね、財源どうしても足りないから、それをもってじゃあこれはやめちゃうよと、こういう話ではございませんので、ぜひ精神の話で、政策の話ですから、そこはひとつ御理解をお願いをしたいと存じます。

それから、今後続けるかどうかということでございますが、なぜ今かという話でございますが、1つはですね、消費税がいよいよこういう状況で来年の4月、どうも8%になるというような形が濃厚になってまいりました。御承知のとおり10月以降の契約、あるいは来年の3月まで完成がしないとですね、当該年度の契約についても消費税がかかるというようなこともさやかれております。したがって、私どもは、この1,000万円の住宅リフォームにつきましては、急激な消費税を上げることによってですね、急激な経済っていうか、需要の抑制が恐らく市内でも起こってくると思いますので、そういうことをできれば回避をしたいということの経済政策が1つ、それから消費税を上げる前のですね、対策として今申し上げたようなことをやっていくということと、1つは先ほども課長から説明がございましたとおり、非常に需要が多くて待機者も何人もいるというような状況から考えますとですね、これは補正をしてしかるべきであろうということでございます。

来年からはどうやるかということでございますが、申し上げましたとおり消費税の需要の下落というのをですね、どの程度、どういう形で見極めていくかということで、この新年度予算前にですね、状況をよく見させていただきましてですね、本当に市内の特にこれ、本当に小規模な事業者の皆さんです、利益を、利益って言います

か、あれされるのはですね。補助を受けて利益をとられる方、受益をされる方々は小規模な事業者の皆さんですので、そういうことも勘案しながら来年度以降続けていくかどうかは判断をさせていただきたいと思っております。ただし今、太陽光も含めてですね、同じような補助金が、全く同じとは申しませんが、住宅にかかわる補助金がございますので、その辺のこともですね、少し含めさせていただいて、耐震だとかあるいは太陽光だとかですね、そういうものを含めさせていただいて、今後どうするかということで新しい施策として考えていければなあというふうに考えておりますので、お願いをします。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**中村努委員** 21ページのFパワープロジェクトの検討委員会ですが、ちょっと説明を聞いていると、地元の対策委員会的な感じを受けたんですが、そんな委員会なんですかね。

**F Pプロジェクト推進室長** 地元の北熊井区の東山地区土地利用検討委員会の中でワーキンググループをつくってございます。その中で、特に環境関係でこれから協議を事業者のほうとしていくわけですけども、総括説明というのもございましたが、現在プラントのほうの基本設計をしているということで、基本設計と並行して環境部門のところをきちっと協議を進めていかなきゃいけないという状況がございます。環境の公害防止と環境保全の協定につきましては、現在のところ事業者と市、それから地元の北熊井区という三者で協定を結びながら、事業の実施後の環境についてきちっと取り交わしをしていくということで進めておりますけれども、その中で特に環境部門については、地元のところで議論していただく内容が市全体にかかわってくる、内容にかかわってきますので、そこで取り交わす環境の数値的な部分を、排出基準とかですね、そういうのは取り交わしをしていくわけですけども、そういう部分をこれから協議した中で決めていくという部分がございます。そうした中で、地元の区等が主体的に開催していくわけですけども、その部分に市も当然ながら、かわりながら今後進めていくと。そのワーキンググループについては、市と事業者、それから区民等の調整役も担っていくということもございますし、今後、地元の課題解決も入れた協議を効果的に進めていく上では、市にとってもこの協議会のほうに負担をしながら事業を進めていくということが効果的であるというふうに判断しておりますし、地域と共にこのプロジェクトをつくり上げていく上でも必要なものだというふうに考えております。

**中村努委員** 環境評価等について協議すると思うんですが、そういうことからすると事業者と地元の協議が主になると思うんですが、この委員会の負担金、事業者のほうは出してるんですかね。

**F Pプロジェクト推進室長** 事業者のほうは、負担はいたしません。

**中村努委員** 事業者がやる事業に対して地元としてどう考えるかというところで、市がなぜ時給を払って委員会を開催しなければいけないということが、ちょっと理解ができないんですけども、その点いかがですか。

**F Pプロジェクト推進室長** 事業者との協定になるんです。当然市もかかわってくる、市全体にかかわる協定になりますので、それを、例えばその事業者と地元のところだけで決めるとか、そういうことではなくて、市のその協定を結んでいく上では、先ほど当事者となるのは事業者と市と地元という形になりますので、市も当然その協定の作業を進めていく上では関係があると。そういう中で、地元にもきちっとその事業を進めていく上で、私たちとともに、ともにその今回のプロジェクトを進めていく上で負担金を払っていくというものでございます。

**中村努委員** 私は、当然事業者にも相当の負担金を求めるべきだというふうに思います。この検討委員会というのはいつまで、これ続くものなんですか。発電所が稼働するまでとか、余熱利用が決まるまでとか、その辺い

かがですか。

**F Pプロジェクト推進室長** ちょっとその、いつまでということは、ここで明言できることではないかもしれませんが、基本的にそのプラントの關係の特に環境の部分で言いますと、今年度中が一番の大きな山になるというふうに考えておりますし、その後、当然プラントとして稼働していく段階においては、地元としてその組織を残していくということは考えられますけども、ワーキンググループそのものは、その途中で、でき上がった時点では一旦解散されるというふうに理解しています。

**中村努委員** 最後に、現時点のことでいいんですが、そういったところから何かしら補償を求められてるとか、そういうことはありますか。

**F Pプロジェクト推進室長** 地元からということでしょうか。

**中村努委員** そうです。

**F Pプロジェクト推進室長** 特にその補償を求められているということは、現在のところはございませんが、特に環境部門について言うと、現実的にプラントそのものが火を燃やしたときにどうなるのかという技術的な部分について説明を求められているということと、あと、今後その数値的なものをどういうふうにするかということについては、協議の中で決まっていく。当然生活するに当たって支障があるものについてはだめだよということと言われています。ただ、それに対してこういうことを補償しろとか、こういうことを承知しろということは現在のところありません。ただ1点、造成をするにあたって地盤を切りますので、あそこところは地下水、浅い地下水があるところがあります。ですので、そういう地下水に対する対応をどうするのかということは、対応を求められております。ただ、それに対してどういう補償をしろと、そういうことはまだ出ておりません。

**経済事業部長** 先ほどちょっと委員長のほうにもお話、相談持ちかけさせてもらったんですが、Fパワーに關しまして委員会終了後、協議会をお願いさせていただいておりますので、最近の状況とですね、今後のスケジュールについて、お時間をいただく中でまた説明させていただきたいと思います。

それで、中村委員さんからお話のありました事業者が負担すべき点と検討委員会のものを公費でというのはいかがなもんかという疑問につきましては、先ほども課長のほうで説明ありましたが、それぞれの工業団地につきましては、環境対策の問題、塩尻市とそこの進出企業というような形で今まではずっとやってきました。今回のFパワーにつきましては、かつてのSNR用地利用開発委員会っていうのがあって、そこでその後の形を変えたものが検討委員会という形になってきているわけなんですけど、地元には、そういう意味では対策委員会っていうのは、北熊井ではこの検討委員会、片丘全地区においては片丘地区の対策委員会っていうのがございます。この検討委員会で、我々も環境というものは片丘地区、北熊井地区だけじゃなくて全市的なものでありますので、行政としても事業者とどういような取り交わしをしていくかということについて、地元と練りながら協議をさせていただいたりしてきたところなんです。したがって、地元も7時以降とか、今の時間ですと7時半くらいから10時ないし11時くらいまで時間をいただいて、一緒になって案を、素案づくりをさせていただいているところありますので、この点については市もお願いさせて、相談を持ちかけさせてもらっているんで、公費で負担をさせていただきたいと考えております。

あくまでも事業者の負担とすべきなのは、今度は用地の開発の造成にかかわる説明会が始まっているところあります。これについては、当然ながら工事屋さんのほうっていうんですか、事業者側のほうでお茶を用意しても

らったりだとかですね、それにかかわる費用は負担していただくようにってということで、きちんと我々としたら線を持ちながらやらせていただいているところでもあります。いずれにしましても、あとまた協議させていただく場をお願いさせていただいていますので、またそういったところで詳細の部分について御相談させていただきたいと思います。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**金子勝寿委員** ちょっと一言申し上げたくなつたんですが、当地区でも諏訪重機運輸等、非常に地域ですね、課題があった場合、役員さんの皆さんには役員の手当の範囲の中で出席していただくと。Fパワープロジェクトについては、公費で何らかのこういった負担をするということについては、若干、公平性の観点からすれば、特段、市で力を入れていくプロジェクトということはよくわかるんですが、こういう形で公費で何らかの負担をしていくというのは、今回に関してはいたし方ないということではありますが、今後ね、特別だと、だからという論理ではないほうが、ほかの地域でも役員の方々はきちんと手弁当で時間を割いて来てるわけですから、その辺、これ、前例としないということをお願いしたいと思いますが。

**副市長** Fパワーのプロジェクトの目的と言いますかですね、施策の姿というのは御承知のとおりでございます。このプロジェクトが一事業者の利益のためではなくてですね、私どもの市も含めた長野県全体の森林を育成をし、守っていくという壮大なプロジェクトでございますので、その一部を私どもが担わせていただくという自覚を持ちながら、地元の方々、特にそういうプラントが来てですね、いろんな意味で直接的な対応を迫られる場合もございますのでですね、その辺はぜひこういう形で支出するのをお認めをいただきたいと存じます。だからといって、これがですね、すべての事案に該当していくってということではございませんので、私どもの事業、私どもと言いますか、市の事業の一環としてですね、政策の一環としてお互いに研究する、そういう費用ということでお認めをいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 特にないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第22号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第27号 平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

**委員長** 議案第27号平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。説明を求めます。

**上水道課長** それでは、議案第27号平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)についてお願いいたします。1ページをお願いいたします。第1条総則、平成25年度塩尻市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

続きまして、第2条配水施設整備事業ですけれども、既決予定額1億3,075万5,000円。そのうち2,640万円の補正増をお願いし、1億5,715万5,000円とするものです。

第3条収益的収入及び支出の予算第3条に当たりましては、第4条予算の建設改良費の増額に伴い消費税を減額するものでございます。

支出になりますが、1款水道事業費用、既決予定額14億2,068万2,000円ですけれども、補正予定額マイナスの125万7,000円を減額し、14億1,942万5,000円とするものです。

第4条資本的収入及び支出につきましては、信州Fパワープロジェクト関連及び上西条水系の拡大に伴う増額補正をお願いするものでございます。支出になりますが、第1款資本的支出11億1,241万円、補正予定額2,640万円を増額し、11億3,881万円とするものです。

9ページをお願いいたします。平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)説明明細書でございます。第3条予算の収益的収入及び支出の支出につきましては、21款水道事業費用2項営業外費用2目消費税を125万7,000円の減額をお願いするものです。建設改良費増額分2,640万円の消費税相当額の仮払消費税増額に伴い仮受消費税からの控除分がふえるため、125万7,000円を減額するものです。

10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出の部でございます。第4条になります。41款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費を2,640万円の増額をお願いするものです。信州Fパワープロジェクト及び沓沢湖堤体耐震対策による芦ノ田浄水場の稼働停止に伴い、床尾水系のバックアップとして当初平成26年度に予定しておりました上西条水系拡大に伴う、バイパス管布設工事を1年前倒しして実施するものです。内訳としましては、Fパワー関連では、口径75ミリの施工延長470メートルの配水管940万円を予定しております。また、バイパス管につきましては、県道床尾大門線と市道西条線の交差点から県道塩尻停車場線と市道学校通線の交差点、大津屋さんのところですが、そこまでを口径250ミリ延長200メートルのバイパス管1,700万円を予定してございます。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員の方より御質問、御意見がありますか。

**永井泰仁委員** 信州Fパワー関連で口径が75ミリを布設ということですが、これは将来、考えると、もっと100ミリくらいの大きいものでもいいような気がするんですが、その辺はどういう論拠で計算されていますか。

**上水道課長** 信州Fパワーの関連ですけど、配水管として布設するわけでございますけれども、まず75ミリの関係ですが、消火栓が1基設置されますので75ミリが必要であるということでございます。それと、口径100ミリではどうかということですが、片丘浄水場移設更新事業に伴います浄水場の処理能力900トンに対しまして、そのほかに林間工業団地、今泉等ございますので、その配水管としては75ミリが適当という形での水量計算をしてございますのでよろしくお願いいたします。

**永井泰仁委員** ひょっとすりゃあ、まだこの水需要がいろんな形の中で、開発で出てくるかもしれないので、材料代くらいでほとんど設計費も変わらないんで、本当は100ミリくらいでやっというほうがどうかという問題と、それからこれには直接関係ないですが、これから、先ほどもお話に出ましたけれども、消費税がね、8%に上がった場合に、特に上下水道関係してくるんですが、水道料金や何か、今後の対応にはなるかと思いますが、現時点では、8%に仮に消費税がなったという場合にですね、今の経営状況から見てどのような考えか、部長、わかったらお願いします。

**水道事業部長** 来年の4月からですね、8%ということで、いよいよ消費税の税率が引き上げられるということで、ちょっとですね、今現在、私ども想定している中ではですね、税率が変わることによりまして、標準家庭の1カ月の使用量、大体20立方メートルでございますが、こういう御家庭のですね、税率改正によりまして御負担がふえるのはですね、約月80円、水道は80円です。下水道は100円くらい。そういったしますと年間ですね、上水道では960円くらい、下水道では1,200円ほどの負担増という形になってまいります。

私どものほうのですね、上下水道事業の運営に対してもですね、御承知のとおり上水道事業につきましては、これからですね、施設の更新あるいは耐震化等多額な投資を必要としてまいりますし、下水道事業につきましてもですね、約241億円という多額な借入れがございます。したがって、今回税率が改正された分につきましては、そのままですね、現行の単価に転嫁していきたいというぐあいに考えております。ただ、これにつきましてもですね、今後開催を予定しております料金等審議会等にすぐ御相談をかけまして進めていきたいと思っておりますし、以降、委員会の皆様方にも御相談したいというぐあいに考えております。以上です。

**永井泰仁委員** どうもそのころになると市長選挙も近いようで、政治的に振り回されないようにひとつ初心を貫徹して、上げるならきちっとして、その消費税分ですからということで、経営者は経営者のやっぱり冷静な判断でまた取り組んでいただくことを要望しておきます。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 特にないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第27号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第27号平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### 閉会中の継続審査申し出

**委員長** 次に閉会中の継続審査の申し出について、ありますか。

**経済事業部長** 議会の閉会中の継続審査についてお願いするものであります。経済、建設、水道各事業部におきまして、重要事項をふんだんに抱えております。議会の閉会中も継続審査をよろしく申し上げます。

**委員長** ただいま、閉会中の継続審査につきまして申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました議案案件は以上でございます。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長、副委員長に御一任を願いたい。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、理事者のほうから挨拶があればお願いします。

### 理事者挨拶

**副市長** 2日間にわたりまして熱心に御論議をいただきまして、御提案を申し上げました案件全てにお認めをいただきました。ありがとうございます。なお、審査の中でいただいた御意見、御提言につきましては、今後の行政の中でしっかり生かしてまいりたいというふうに思っております。どうも、大変ありがとうございました。

**委員長** 事務局のほうで何かありますか。ありませんか。

それでは、以上をもちまして、9月定例会経済建設委員会を閉会といたします。御協力、まことにありがとうございました。

午後14時04分 閉会

平成25年9月20日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印